

(社)岡山県理学療法士会 学会・学術誌等 倫理・個人情報規程

医療倫理および個人情報保護法などの法律的観点から、倫理規定および患者の個人情報保護は医療者に課せられた責務である。したがって、症例報告などの論文あるいは学会・研究会・検討会等における発表では、医療倫理と患者などの個人情報保護に配慮し、個人の権利が侵害されないように、また個人が特定されないよう留意することが必要である。

以下は(社)岡山県理学療法士会の県学会・学術誌において、症例報告・検討会を含む論文および学会発表における医療倫理と患者の個人情報保護に関する規定である。

1. ヘルシンキ宣言を順守し、厚生労働省の臨床研究に関する指針に従うこと。
(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/rinri/0504sisin.html> 参照)
2. 倫理委員会などの承認と被験者からの承諾を得たことを明記すること。
3. 個人を特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは呼び名などを記載しないこと。
また年齢については、検討上必要がある場合を除き、大まかな記載にとどめること(70歳代後半など)。
4. 患者の職業については、治療の目標や計画の検討に必要なとなれば必要に応じ個人が特定できない範囲にて記載すること(主婦、自営業、会社員など)。
5. 患者の住所は原則として記載しないこと。ただし、検討に不可欠な情報となる場合には疾患の発生場所が病態や機能予後に関与する、居住地が治療の目標や計画の検討に不可欠であるなどは、県・市レベルまでに限定して記載すること(岡山県、倉敷市など)。
6. 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定されうる場合、診療科名は記載しないこと。
7. 他院などで診断・治療を受けている場合には、その施設名ならびに所在地は記載しないこと。ただし、救急医療や在宅医療等で元の施設の記載が検討上必要となる場合はこの限りではない。
8. 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合に限り年月までを記載してよい。また、経過についても具体的な日付は入れず、「発症後(術後)〇週」などと記載すること。
9. 個人の写真を提示する際には顔あるいは目を隠すこと。眼疾患の場合は、顔全体が分からないよう眼球のみの拡大写真とすること。
10. 画像や検査情報に含まれる氏名、番号等は削除すること。

11. 以上の配慮をした上にも個人が特定化される可能性のある場合には、発表に関する同意を患者・利用者自身（またはその遺族か代理人，小児では保護者）から得ること。
12. 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省，厚生労働省および経済産業省：平成13年3月29日）による規定を遵守すること。

平成 20 年 9 月 24 日作成

平成 23 年 9 月 14 日改訂